

## あいちエシカル消費普及啓発事業委託業務 仕様書（案）

### 1 業務目的

人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費※」について、広く県民に普及啓発するため、消費者が日々の消費行動を行うショッピングモールなどの商業施設等において、参加体験型イベント（以下「イベント」という。）を開催することで、エシカル消費の認知度向上と、日々の生活におけるエシカル消費の実践につなげる。

※ 障害のある人が事業所等で作った製品やフェアトレード商品、エコ商品、被災地産品の購入や地産地消など、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動のこと。

### 2 業務名称

あいちエシカル消費普及啓発事業委託業務

### 3 業務内容

#### (1) イベントの開催（企画設計、運営・管理・進行等）

広く県民にエシカル消費を普及啓発し、日々の生活においてエシカル消費を实践できるよう、エシカル商品の展示販売や、エシカル消費に関連するワークショップなどで構成するイベントを県内各地の商業施設等で企画し、開催する。

#### ア 実施期間

契約締結日～令和9年3月31日まで

#### イ 会場

県内各地のPR効果の高い商業施設等

※地域の偏りがないように、県内2箇所以上、各1日以上（土日祝日で実施）で実施すること。

#### ウ 内容

##### (ア) イベントの企画設計

エシカル消費を普及啓発し、日々の生活においてエシカル消費を实践できるよう、効果的なイベントを企画すること。イベントの回数・期間・実施店舗等についても併せて企画提案すること。

##### (イ) 各実施店舗出展者等の選定

- ・エシカル商品を販売（展示）できる事業者・団体等を選定すること。
- ・エシカル消費に関連するワークショップを開催できる事業者・団体等を選定すること。

※出展者は愛知県内に拠点がある事業者・団体等とすること。

※なるべくイベント開催地周辺地域から選定すること。

※一つのテーマに偏ることなく、バランス良く選定すること。（人や社会、地域、環境の3つのテーマが万遍なく網羅できるよう選定すること。）

※1箇所につき、エシカル商品の販売（展示）ができる事業者5者程度、ワークショップを開催できる事業者1者程度を企画すること。また、来場者が会場内を回

遊するよう工夫すること。

※エシカル商品の販売（展示）とワークショップのうち、1種類は愛知県（以下「県」という。）が指定する県立高等学校を入れること。

※エシカル消費に対して関心を抱き、今後の実践につながるよう工夫すること。

※ワークショップは単なる体験のみではなく、学びの場につながるよう工夫すること。

※ワークショップの参加者負担は可能な限り無料とし、やむを得ず有料とする場合は、500円以内とすること。

(ウ) 出展調整

- ・上記(イ)で選定した出展者との連絡調整
- ・出展者用マニュアル及び運営者マニュアルの作成
- ・出展者への事前説明の実施
- ・会場や関係機関との調整
- ・県エシカル消費ポータルサイト「エシカル×あいち」への出展者に関する情報掲載に係る調整

(エ) 会場整備

- ・会場全体（看板、会場マップ、案内サイン等を含む。）の計画作成や制作、設置、装飾、維持管理、撤去

※来場者が多く訪れるよう、呼び込み等工夫すること。

- ・上記(イ)で選定した出展者ブースの設営（電気工事等含む。）及び撤去
- ・ブース設営に当たり、必要なパネル、設備機材（照明等）、長机、椅子、その他の物品を用意すること。
- ・実施店舗において、イベントの実施が店頭でわかるように店舗出入口等に案内を掲示すること。
- ・エシカル消費に関する展示（SDGsに貢献する取組であることを紹介するなど）やエシカル消費に関連する遊具コーナーの設置など、来場者がエシカル消費に関心を抱くきっかけとなるよう工夫すること。
- ・県が用意するエシカル消費啓発パネル等の配置及び啓発ちらしの配布を行うこと。
- ・県等が制作した動画を上映すること。
- ・会場全体で、人や社会、地域、環境の3つのテーマが万遍なく学ぶことができるよう工夫すること。
- ・インフォメーションコーナー（総合問合せ窓口）を設置すること。

(オ) イベント当日の運営・管理・進行

- ・会場全体の管理（出展者の管理、ブースメンテナンス等）
- ・出展者、来場者、実施店舗へのアンケートの実施・集計

(カ) その他

- ・事業実施計画書や実施内容に合わせた具体的な会場利用計画・図面・レイアウト等の作成を行う。
- ・イベントの開催に必要な調整や申請等に関わる一切の手続を行うとともに、会場使用料の支払いや、必要な機材、消耗品等の手配やそれに伴う支払いなどを行う

こと。

- ・イベントの開催に当たり、安全対策に万全の対策を整えることとし、このことに関する事務と責任は、全て受託者の負担とする。また、ワークショップを実施することから、イベント保険に加入すること。
- ・実施に当たっては、県と十分に調整の上、その指示に従うこと。
- ・上記の3ウ(イ)～(カ)については、実施店舗の施設利用規約等に従い、実施店舗担当者と調整を行うこと。

## (2) 広告宣伝

イベント会場への集客を多数見込めるよう、ちらしやポスター等の作成及び配布に加え、効果的な広告宣伝を提案し、実施する。

### ア ちらし・ポスターの作成及び配布

種類	仕様	数量
ちらし	カラー4色刷り 両面 A4サイズ	6,000枚以上
ポスター	カラー4色刷り 片面 B2サイズ	300枚以上

- ・デザイン・印刷・配送等全ての作業を行うこと。
- ・作成したちらし及びポスターは、県及び県が指定する場所に納品すること。
- ・版下の著作権は県に帰属すること。
- ・ちらし及びポスターには、県エシカル消費ロゴマーク、SDGsのロゴ及びアイコンを入れること。
- ・納入期限は最初のイベント実施日の2か月程度前までとすること。
- ・作成に当たっては、県と十分に調整の上、その指示に従うこと。

### イ フリーペーパーへの広告掲載

実施店舗の近隣市町村へ各戸配布されるフリーペーパーに、1回以上広告を掲載すること。

※広告の大きさは、A4サイズの4分の1以上とすること。

### ウ 効果的な広告宣伝の実施

イベント会場への集客を多数見込めるよう、新聞やテレビなどのマスコミ媒体の使用や、県が運用するエシカル消費ポータルサイト及びエシカルあいちSNSの記事制作を行うなど、効果的な広告宣伝を実施すること。

また、イベント開催前に1回以上、SNS広告を掲載すること。

## 4 追加提案企画

県が示す仕様書の内容以外に、受託者が独自提案した場合は、その遂行に責任をもって対応するものとする。

なお、追加提案する企画は、本事業の趣旨に沿う効果的なものとし、詳細については、企画提案のあったものを基に県と協議の上、決定する。

## 5 業務の進捗管理

- (1) 企画提案等に基づき、県と調整の上、事業実施計画、事業スケジュールを作成する。

- (2) 本事業の実施に当たり、事業の内容、進捗状況等について定期的に県と打合せ、報告を行うこと。

## 6 完了検査

受託者は、全ての業務完了後、業務完了届に事業の成果等を記載し、検査を受けるものとする（記録用の写真及び公開可能な写真も掲載すること）。

## 7 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、環境に配慮した内容とすること。
- (2) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合、その都度県と協議すること。